

2川健高事第 1096 号

令和 3 年 1 月 8 日

高齢者福祉施設・介護サービス事業所 代表者様
居宅介護支援事業所 代表者様

川崎市健康福祉局長寿社会部長

緊急事態宣言の再発出を踏まえた対応について（依頼）

新型コロナウイルスへの対応につきましては、各施設・事業所等において感染拡大防止対策の徹底の上、適切な事業運営を継続いただき、誠にありがとうございます。

令和 3 年 1 月 7 日に新型コロナウイルス対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が再度発出され、また、同法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針が示されておりますが、保健福祉サービスは、重要な社会インフラとなっていることから、市民の生命や生活を維持するために不可欠なサービスを着実に提供していくために、必要な業務を継続することが求められます。

このため、高齢者福祉施設・介護サービス事業所等におかれましては、令和 2 年 5 月 28 日付け 2川健高事 280 号「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除及び高齢者福祉施設等の感染防止対策の徹底について（通知）」により通知しました取扱いを基本的に継続することとし、感染拡大防止に向けた取組を行いながら、現行の事業運営を引き続き行っていただきますようお願いいたします。